

- **あなたを守る法律**(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)があります。  
配偶者からの暴力の被害者を守るための法律です。暴力が生命や身体に重大な危害をもたらす恐れが大きいとき、被害者の申立てを受け、裁判所が加害者に対して保護命令(被害者・子どもへの「接近禁止命令」、自宅からの「退去命令」を発することなどを定めています。
- 殴る、蹴るなどの**身体に対する暴力だけが、DVではありません**。DVIには、以下のような種類があります。
  - 1) **身体に対する暴力** (殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど)
  - 2) **心理的な暴力** (人格を否定するような暴言、「出て行け」「口答えするな」と怒鳴る、交友関係を細かく監視する、恐怖を感じるような脅しや威嚇など)
  - 3) **性的な暴力** (嫌がっているのに性的な行為を強要、避妊に協力しない、無理やりポルノビデオを見せるなど)
  - 4) **経済的な暴力** (生活費を渡さない、お金の使途を細かくチェックする、仕事をさせないなど)
  - 5) **子どもを利用した暴力** (子どもに暴力を見せる、「子どもに暴力を振るう」と脅す、子どもを虐待する、自分の言いたいことを子どもに言わせるなど)

## 甲賀市配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画

～ ドメスティック・バイオレンス (DV) のない社会をめざして～

【 計画期間 平成26～31年度 】

(概要版)



ひとりで悩まず相談してみませんか？ 秘密は必ず守ります。

セ ン タ ー 配 偶 者 暴 力 相 談 支 援	中央子ども家庭相談センター TEL 077-564-7867	【電話相談】 毎日 8:30～22:00 【来所相談(要予約)】 月～金 9:15～16:00 (祝日・年末年始は休み)
	彦根子ども家庭相談センター TEL 0749-24-3741	【電話相談】 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み) 【来所相談(要予約)】 月～金 9:15～16:00 (祝日・年末年始は休み)
	男女共同参画センター TEL 0748-37-8739	【総合相談】 電話・面接(要予約) ※ 祝日の翌日・年末年始は休み 火～水、金～日 9:00～12:00、13:00～17:00 木 9:00～12:00、17:00～20:30
警 察	甲賀警察署 生活安全課 TEL 0748-62-4155	緊急時は、「110番」
	県民の声 110番 TEL 077-525-0110	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
市	こども応援課(家庭児童相談室) TEL 0748-65-0660	電話・来所相談 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
	人権推進課(男女の悩みごと相談) TEL 0748-65-0751	電話・来所相談(来所の場合は、要予約) 月・水・金 9:00～16:00 (祝日・年末年始は休み)

配偶者からの暴力被害者支援情報(内閣府男女共同参画局ホームページより)

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

### 甲賀市配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画 ～ドメスティック・バイオレンス(DV)のない社会をめざして～ (概要版)

発行年月 : 平成26年3月  
発行 : 甲賀市  
編集 : こども応援課  
〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地  
TEL 0748-65-0660 FAX 0748-63-4085

配偶者や恋人等の親しい関係にある人からの暴力(ドメスティック・バイオレンス — DV)の問題が、深刻になってきています。

平成25年5月に本市が実施した市民アンケート調査によると、配偶者等から暴力を受けたことのある人は31.3%(男性 19.2%、女性 38.0%)で、国の調査結果よりやや高い傾向が見られました。また、交際相手から暴力を受けたことのある女性は21.4%もありました。DVは、一般の家庭、身近な地域社会の中に多く潜んでいます。

被害者は暴力により、ケガなど身体的な影響を受けるだけでなく、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。また、暴力を目撃した子どもは深く傷つき、苦しみ、心の傷を受けます。したがって、迅速かつ慎重な対応が求められます。

(※ 児童虐待の防止等に関する法律では、児童が同居する家庭における配偶者等への暴力は児童虐待とされています。)

平成26年 3月

甲 賀 市



**パープルリボン** は、女性に対する暴力根絶運動のシンボルです。

#### 基本理念

- 1 暴力は「学習された行動サイクル」です。
- 2 社会的にも個人的にも、暴力は我慢することで広がります。
- 3 すべての人々が暴力を許さなくなれば、暴力を減らすことができるでしょう。
- 4 パープルリボンプロジェクトは物や力ではなく、人々のエンパワメントと安全を目指すものです。

## 基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進

### 現在の課題

- ◆理由や間柄を問わず、暴力は決して許されるものではないという意識づくりが必要です。
- ◆地域や職場からDV防止の気運を高めていくことが必要です。
- ◆DVは、若年層の男女や結婚前の間にも起こっているため、早い時期から、人間関係のあり方についての正しい知識を身につけることが重要です。
- ◆子どもを取り巻く関係職員がDVに関する正しい知識を得ることで、DVの早期発見・未然防止につなげることが必要です。

### 重点目標

- ① DV防止のための啓発、広報事業の充実
- ② DV防止に向けた若年層への啓発、広報事業の充実
- ③ 子どもを取り巻く関係職員のスキルアップ

#### 【数値目標】(平成31年度)

- DVの認知度 95.0% (平成25年5月 92.2%)
- デートDVの認知度 80.0% (同 61.0%)

## 基本目標Ⅲ 被害者の安全確保から自立に向けた支援

### 現在の課題

- ◆被害者の安全が確保できる体制の充実や、夜間・休日等の緊急時に対応できるよう警察や子ども家庭相談センターとの連携強化が必要です。
- ◆被害者の個々の状況に応じて、各制度の情報提供や利用に関する助言が適切に行える必要があります。
- ◆被害者が自立した生活を送るためには、住宅の確保、就労支援をはじめとした経済的基盤の確立、子どもへの支援や公的扶助・ひとり親家庭に対する支援制度の活用など、自立に向けた支援が必要です。
- ◆「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力も「児童虐待」として定義されています。また、DVがある家庭の子どもは、心理的虐待だけでなく、父または母から直接身体的な暴力を受けている例が多く見られます。子どもに対して、適切な保護、支援ができるよう関係機関の連携した取り組みが必要です。

### 重点目標

- ⑦ 緊急時に被害者の安全を第一とした支援
- ⑧ 関係機関と連携した就労支援
- ⑨ 関係機関と連携した住居の支援
- ⑩ 関係機関と連携した精神的支援
- ⑪ 同居する子どもの支援
- ⑫ ひとり親家庭の支援制度などをはじめとした経済支援

## 基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

### 現在の課題

- ◆身近な市の相談窓口(福祉事務所)に、安心して相談できる体制の整備を行う必要があります。
- ◆担当者から更なる精神的被害を与えてしまわないような担当者に対する研修が重要です。
- ◆外国籍市民、高齢者、障がい者など、個々の被害者の状況に配慮した支援ができるように配慮していく必要があります。
- ◆被害者の保護を図るためには、第三者からの通報(相談)も重要であることから、相談窓口だけでなく、通報先(配偶者暴力相談支援センター・警察)等と連携・協働することが必要です。

### 重点目標

- ④ 被害者の立場に立った相談窓口づくり
- ⑤ 外国人、障がい者、高齢者相談窓口との連携
- ⑥ 関係外部機関との連携(県、男女共同参画センター、警察)

#### 【数値目標】(平成31年度)

- 相談窓口の認知度 90.0% (平成25年5月 79.3%)
- 相談利用者の増加 現状の相談数よりも増加

## 基本目標Ⅵ 関係機関の連携強化

### 現在の課題

- ◆DVに早期発見・早期支援のために、庁内関係機関での情報共有が必要です。
- ◆DV対策を総合的に推進するためには、被害者への相談・保護・自立支援が迅速かつ適切に行えるよう、国、県、市町をはじめ民間団体を含めた関係機関による支援ネットワークを構築する必要があります。

### 重点目標

- ⑬ 庁内関係機関との情報共有
- ⑭ 外部機関との連携

◆ 本計画の詳細は、市ホームページをご覧ください。(平成23年5月～)

<http://www.city.koka.shiga.jp/>